

長田地区まちづくり計画

(長田キュービック・プラン)



左から藤堂高久公墓所「御山」、長田小学校、芭蕉の森公園、常住寺

長田地区住民自治協議会

目 次

はじめに	3
長田地区の概要	4
1. 企画・総務（基本方針・現状・課題）	6
施策一覧表	7
2. 人権啓発（基本方針・現状・課題）	8
施策一覧表	9
3. 環境・安全・防災（基本方針・現状・課題）	10
施策一覧表	11
4. 福祉・健康（基本方針・現状・課題）	14
施策一覧表	15
5. 産業振興（基本方針・現状・課題）	17
施策一覧表	18
6. 体育振興（基本方針・現状・課題）	20
施策一覧表	21
7. 教育・文化（基本方針・現状・課題）	22
施策一覧表	23
参考資料	25

「長田キュービック・プラン」の語源 長田には9地区があり、まとまった地域を形成しています。その9地区（キュー）を頭語として、地域の結束を表す「キュービック」を当て、キュービック・プランとしました。キュービックは「立方体」で堅固なことから、地域の強い結束のシンボルとして、採用しました。

はじめに

ここ10年来、地方分権をめぐる議論は大きな高まりを見せ、その成果としての「地方分権一括法」が、平成12年4月1日に施行されるなど、ようやく分権型社会の実現を期待できる状況を迎えるました。地方分権を担うにふさわしい行財政基盤を持つ自治体が必要なことや、行政の広域化を図り効率化を目指すこと、更に、厳しい地方財政の下で、一定の行政サービスを維持するためには、合併が必要との方針から、平成16年11月1日に伊賀地域1市3町2村が合併し「伊賀市」としてスタートしました。同時に、新市においては将来構想や建設計画のもとに、地域の個性や特色を生かした市民本位のまちづくりを目指し、「伊賀市自治基本条例」が平成16年12月に制定されております。

長田地区においては、これらの推移に対応するため、平成17年7月に地区自治会（連合会）を発展的に移行させる方式で、「長田地区住民自治協議会」を設立し、地域に求められる諸課題に取り組むと共に、従来の地区自治会（連合会）のもつ実践型の自治運営を更に発展させ、個性あふれる「住みよい長田のまちづくり」に努めるものであります。

このため、当協議会におきましては、まちづくりに向けて基本となる『長田地区まちづくり計画』を策定しようとするもので、企画総務部会を中心に人権啓発部会、環境安全防災部会、福祉健康部会、産業振興部会、体育振興部会、教育文化部会の7部会が、それぞれの担当分野での素案作りを進めてまいりました。

ここに、みなさまのご意見をいただき、それらを勘案して見直しや追加・削除を行って、総合的に調整・整合を図ったうえ、『長田地区まちづくり計画』を策定いたしました。

いうまでもなく、この計画は長田地区が、自ら主体的に取組む地区運営の基本方針や、活動内容を定めたもので、延いては、伊賀市総合計画や関連する重要な計画策定時にも尊重され、また、市が行う地域事業等に反映されるものと思います。

どうか地域のみなさまには、住民自治やまちづくりへの関心を、一層高めていただき、豊かで安心・快適な『長田の里』をめざして、共にお取組み下さるよう、お願い申し上げます。

平成18年3月

長田地区住民自治協議会

会長 南出 恒久

長田地区の概要

伊賀市の西北部に位置する長田地区は、北部に木津川を挟んで新居地区に、西に島ヶ原地区、南から南西に花之木地区、東に木津川を挟んで小田地区・久米地区と接し、木津川に向かって西高・東低の緩やかな傾斜の田園地帯である。

市街地からは西へ約2kmに位置し、東西に約3・4km、南北に約3・2kmで、ほぼ正方形に近い地形にあり、面積は10.04km²で、世帯数は533戸、人口は1,397人である。(平成17年8月末現在)

長田中央部の寺垣内は、弥生期より平安期の遺物包含地帯で、サヌカイト片、布目瓦を出土する。西部は、約280～310mの山地を形成し、木垣内、比自山一帯には古墳群があり、式内社木根神社や中世には観音寺、仏性寺、常住寺、西蓮寺などが建てられている。

江戸時代は、平野川をさかのぼって島ヶ原に出る与右衛門坂越えが、加太越奈良道で重要な道路であったといわれる。また、長田橋西側の市場あたりは、古く定期市が開かれていた所で、文化年間まで続いた木津川水運の船溜まりがあり、往時の繁栄が偲ばれる。

長田中央部を、現在は国道163号線及びバイパスが東西に走り、鍵屋の辻を経て市街地へ通じ、西は奈良・大阪に通じる国道沿いに、市場、平尾、三軒家、少し離れて上野ニュータウンがあり、南北に走る市道沿いに木根、木根団地、寺内、百田、朝屋の集落が連なっていて、相互の連帶意識が高く、地区間の結びつきが強い。

近年、地域の人口異動は少ないが、県・市営住宅団地を擁する木根団地(100世帯204人)における年間を通じての転出入、また、民間の宅地開発による上野ニュータウン(29世帯62人)での、漸増傾向が見られる程度で、大きな動きがなく推移してきた。

長田地域全体で、外国籍住民が35世帯74人居住されており、国籍も数カ国にわたっている。これらの人たちと友好・交流を更に深め、国際理解と文化交流が進展するよう、地域を挙げて取り組みたい。(人口、世帯数は平成17年8月31日現在)

地域のほぼ中央部に、地区市民センター兼公民館・伊賀北部農協長田ふれあい店があり、やや南に市立長田小学校・社会事業協会立長田保育園があり、いずれも環境の良い場所に立地している。また、地域南部には市内の福祉団体として、最古の歴史を誇る「伊賀市社会事業協会」の本部・拠点が置かれ、寄り添って梨の木園・第二梨の木園・梨丘園などの高齢者・障害者福祉施設が、最新の設備と豊富な経験に基づく高度なサービスで、地域福祉の牽引役を担っている。

土地について、特に山林では国道周辺を中心に、地元の土地所有者が転売を重ね、特に、バブル経済期には民間開発業者によるゴルフ場計画用地としての買収や、買収のための代替地買収などで、大規模に所有権が地区外所有者に移り、ゴルフ場計画撤退後も買い戻されていない。これらの山林は、一部を除いて、未利用地が多く管理がされないまま、国道近辺で交通条件の良いことが仇となり、廃棄物の不法投棄が多く見られる。その他、大規模な農地の転用や宅地開発は計画されていない。

地区の東端から北端にかけて、二方を囲むように国の級河川「木津川」が流れ、東南端部（上流側）からポンプ揚水により、農業用水が取水され地域内の水田を潤している。この用水流域のほとんどが、「遊水地」として木津川の洪水時に、一時的な貯水機能を持たせ、下流域の水害防止に寄与するよう計画されている。しかし現地では未だ、補強された本川堤が完備されてなく、仮締め切りの箇所や越流部の未完成、提脚水路の工事中、遊水堤（外周堤）に隣接する住居地域の内水排除対策など、周辺住民から未完成部分に対する不安が大きく、早急な整備完工が待ち望まれている。

現在の国道163号線は、名阪国道のバイパス的な機能を持ち、豪雨・風雪時や事故等による渋滞時には、迂回車両で混雑し、また、平常時も交通量の増加と車両の大型化・高速化による交差点事故が多発している。事故誘発の一因に、交差点手前のカーブや、右折レーンのない危険な構造上の問題点も指摘され、早急な改良が待たれている。

環境衛生面では、朝屋・百田地区の農業集落排水処理施設が、12年前に完成しており、また、平尾・市場・寺内・木根・木根団地地区も同施設完成後3年を迎え、地域内排水路や小河川は見違えるほど浄化され、害虫（蚊・ハエ等）発生も少なくなったと思う。未整備地区（三軒家地区・上野ニュータウン地区）の方針討議が、課題である。

地区民の体育大会や競技会・レクリエーション・交流などの『野外広場』は、学校開放による小学校グランドを借用する以外には皆無で、施設に窮乏している。春から秋にかけてのシーズンは、小学校グランドの夜間使用も多いが、照度が低くソフトボール・野球などの球技には使いづらい。地域には潜在的な要望として、自主的に管理・運営できる「コミュニティ広場」の設置が望まれている。

1. 企画・総務部会

基本方針

住みよい長田のまちづくりに向け、地域内の各自治会代表者（区長等）が、それぞれの地域住民の意向や要望を把握し、自治会の連合体として必要な地区共通の事業を企画すると共に、住民参加を基本に協議会事業を実施・運営する。

現 状

地域内では、兼業農家が大半を占める7地区と、農家が全く無い2地区があり、また、地区毎に住民の就業形態や年齢構成の相異があるので、住民参加の事業企画にも、より幅広い条件設定の必要が生じている。

課 題

地域へ若年層が、Uターン・Iターンを選択するような、魅力ある地域環境づくり（企業誘致や郊外型商業施設の立地）に努める。

住民参加の協議会運営を基本とするため、協議会から住民への情報提供を更に拡充し、住民と自治協議会の「情報交流」を密接にする。（定期的な広報誌の発行、タイムリーなチラシ等による全戸配布の充実など）

施策一覧表

企画・総務部会

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	
長田キュービック・プラン	長田まちづくり計画原案作成	9自治会の結束			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
	広報誌の発行	自治協「ながた」(仮称) 編集・発行				<input type="radio"/>		
	定例会の開催	重要事項の協議 (毎月1回)				<input type="radio"/>		
	臨時会の開催	緊急事項の協議				<input type="radio"/>		
	戦没者の追悼と平和祈願	戦没者追悼式の挙行				<input type="radio"/>		

2. 人権啓発部会

基本方針

「差別のない人権の里」をめざして、地域住民全体が人権問題を社会生活の原点と捉え、積極的に自己啓発や学習活動に取組む。

現 状

地域において、啓発・学習の機会として、「人権パネル展」「人権ポスター展」「人権講演会（又はコンサート&トーク）」「人権ビデオ・フォーラム」などを開催している。

若年層の、人権の講演会・研修会不参加など、学習離れが目立っている。高齢者層では、大半は「差別は昔のこと」との、無関心派が多い。

課 題

若年層（20歳代）への、人権の講演会・研修会など、学習機会の提供

若年層に対する、「高齢者問題」への関心・意識向上に向けた啓発

高齢者層への、潜在的な差別意識の改革に向け、的確な情報伝達と知識を得るための啓発運動の推進

男・女の対等な社会参画を推進し、地域における制度や慣行について、常に男女平等の基本理念のもとに実施する

国際理解を深め、外国籍住民との友好・交流の機会を、拡大する

施策一覧表

人権啓発部会

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協 動	行 政	短期	中期	長期	
人権意識の高揚	講演会の開催	高齢者学級を組織し、学習の場として活用 若年層(20歳代)へ学習会の組織化を図る	老人クラブと共に 講師・指導者派遣等の支援 先進事例等の資料提供			○	○	
	パネル展・ポスター展などの開催	地域内でポスター・標語などを募集し、啓発する			○	○		
	ビデオ・フォーラムの開催	親しみやすい方法を考え、年齢を問わず気軽に参加できる学習会の開催			○	○		
	外国籍住民との交流	交流会・音楽会・料理試食会等の開催 日常「ことば」(あいさつ等)を積極的に習い相互交歓	関係団体への指導要請 (市国際交流協会など)		○	○		
国際理解の推進と文化交流の拡大								

3. 環境・安全・防災部会

基本方針

乱開発の防止・廃棄物の不法投棄防止と、自然災害の発生要因の除去に努め、人為的な災害（交通災害・犯罪被害）の予防・防止を図る。

現 状

地域内を走る国道163号線は、主要な交差点が5ヶ所あるが、交通量の増加と共に車両事故が多発しており、信号機のない交差点（2ヶ所）の改良が急務である。

国道周辺への廃棄物の不法投棄が、後を絶たない。

幹線市道（特に農免道路）周辺への、ゴミ不法投棄が目立っている。

山林開発の中断や、造成中の個所から土砂流出・汚濁による農業用水への悪影響が懸念される。

近年の地域内での犯罪発生状況は、神社・仏閣で、什物・宝物・賽物などの盗難被害が続発している。

地域内幹線道路（特に農免道路）での暴走行為（夜中の騒音）は、夏に多く冬は少ないが、年間を通じて減少しつつある。

現在、地域には数箇所の産業廃棄物処理施設があり、生活環境を汚染から守るため、地域として阻止運動を展開している。

課 題

産業廃棄物処理施設による生活環境の変化、並びに汚染源の排除・阻止
山林開発中や開発中断地点から、下流域における土砂流出・汚濁の監視と指導機関や原因者への対応

木津川本川堤の早期完成と、関連施設（堤脚水路・越流施設、排水栓門、内水排除対策など）の早期実施を強く要望する

交通難所と呼ばれる事故多発地点や、通行危険地点の改良・改善に向け、県・市当局への要望陳情を続け、改良事業用地等の取得の際には、協力支援を行う

防犯パトロール隊の組織化に努める

近隣ネットワーク（福祉健康部会 課題 参照）を組織し、防犯活用を図る。

施策一覧表

環境・安全・防災部会（1）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協 勵	行 政	短期	中期	長期	
自然環境の保全	山林の乱開発阻止	定期的な巡回・監視による適正管理の督励	情報交換	監督官庁の指導	○			
	廃棄物の不法投棄阻止	定期的な巡回・監視による早期発見と通報 (古畠大量放置対策など)	情報交換	環境パトロールとの連携・適正処分の指示		○		
		国道周辺・幹線市道周辺のゴミ拾い			○			
		不法投棄禁止の看板設置			○			
	産業廃棄物処理施設の阻止・排除	生活環境を汚染から守るために、阻止・排除運動の展開			○			
	廃棄物処分場周辺の排水水質の監視	調査井戸及び排水路等から、定期的に排水を採取し、調査依頼		水質検査の励行	○			

施策一覧表

環境・安全・防災部会（2）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	
交通安全活動の推進 災害に強いまちづくり	事故多発交差点の施設改善	用地等協力体制の推進	用地買収事務	交差点改良の事業実施			○	
	歩道の拡充と通学路の安全確保	危険個所マップの作成		ガードレールの設置・通学路周辺の防火水槽の地中化		○		
	避難訓練の実施	幼児、高齢者、病人などの災害弱者の安全確保・所在確認			○			
		安全な避難経路の周知と、二次災害の予防策			○			
	自主防災活動の強化	情報伝達網の構築 定期巡回による危険箇所のチェック			○			

施策一覧表

環境・安全・防災部会（3）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協 動	行 政	短期	中期	長期	
安心(防犯) 安全のまちづくり	近隣ネットワークの構築	店舗・事務所等常駐者のいる企業と連携し、不在(外勤)家庭への通報ネットを確立する	地元企業 勤務先企業		○			
	通園・通学時の安全確保	見守り・付添いのリレーモードの確立			○	○		
	「あいさつ」「声かけ」運動推進	犯罪の未然防止						

4. 福祉・健康部会

基本方針

地域住民が、乳幼児から高齢者まで、それぞれの年齢や身体・生活環境に応じた福祉サービスが受けられる、健康で快適な住みよい地域づくりを目指す。

現 状

木根団地地区、上野ニュータウン地区以外は、旧来の農村集落で二世代～三世代同居の比較的多人数世帯が続いてきたため、子育てや高齢者介護等は家族ぐるみで対応し、公的な福祉制度の活用や要望にも消極的な面が多くあった。

しかし、総体的には今なお核家族傾向が続いている、地域における高齢者福祉・障害者福祉・子育て支援などが手薄で、更に強力に取組む必要を痛感している。

児童福祉社会やサッカースポーツ少年団、それに最近活動を始めたバレーボール少年クラブなどの団体は、年間を通じて非常に積極的に福祉活動や、育成事業に励んでいる。

平成17年度に入り、地区の民生委員を中心に「ふれあい・いきいきサロン長田」が開設され、毎月1回開催のサロン事業が始まっている。

課 題

地域として子育て支援の取組み方を考え、持続性のある計画を立てる
独居高齢者、単身世帯への日常の「声かけ」、近隣ネットワークの形成に努め非常時の支援体制を強化する

高齢者や単身世帯など、孤立感をなくすため「対話・交流の場」づくりと、「いきいきサロン」事業への参加拡大を図る

地域における公共施設（地区集議所等を含む玄関、トイレ、階段のスロープ化など）の、バリアフリー化の促進

施策一覧表

福祉・健康部会（1）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	
ふれあい交流の拡大	一人暮らし高齢者や、引きこもり高齢者に「生きがい」づくり	いきいきサロン事業の拡充・参加促進 男性参加の呼びかけ				○		
	子育て支援の拡充	子育てサロンの開設				○		
バリアフリーのまちづくり	高齢者・障害者にやさしいまちづくり	公共施設等の設備改善 点検・要望(提案)		公共施設等の設備改善実施			○	
すこやかな長田の里づくり	子どもから高齢者まで体力づくり	ウォーキング大会の実施			○			
		健康講座の開催		講師派遣などの支援		○		
		健康パネル展の開催 健康相談・介護相談の開催		資料提供 相談員・指導者の派遣		○		

施策一覧表

福祉・健康部会（2）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	
		「しらさぎ号」の運行 ルートへの加入要望 ヘルストロンの利用者 拡大			○		○	

5. 産業振興部会

基本方針

地域の基幹産業である農業を守り、農村環境の保全に務める。また、生活の利便性を高めるため、国道周辺や幹線道路沿いに商業施設や、生活関連サービス施設の立地・振興を推進する。

現 状

農業基盤の整備が年々進行している

地形的には、西高東低の丘陵地帯で、景観もすばらしく田園風景が調和しているので、この貴重な資産を末永く残したいものである

一方、木津川を境に西へは市街地化（商業施設・サービス施設など）が進行していない。このため市街地へ出るには、「自家用車」なしでは過ごせない。（生活利便性が低い）

水耕栽培による野菜の生産が、地域内で4箇所ほど経営されており、新しい農業経営への取り組みが始まっている。

課 題

国道周辺や幹線道路沿いに、商業施設・サービス施設などの出店が望まれ、誘致に協力体制で取組む

永続性のある営農組織と、後継者の育成に努める

地域内の寺・社や公園（芭蕉の森）等は、いずれも東に眺望が開けた景勝地で、且つ国・県・市指定の文化財を有する貴重な資産であるので、こうした資源を活用した観光産業や、保養地指向の基盤整備を推進する

施策一覧表

産業振興部会（1）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	
農業の活性化	集団営農の推進	組織作りに向けた研修会等の開催	農協など	講師・指導者の派遣	○			
	後継者の育成	農業の魅力・有益性などの啓発・宣伝	農協など			○		
		若年層のUターン、Iターン受入れ基盤の整備					○	
	売れる「米づくり」 売れる「野菜づくり」	「食」の安全性をPR (有機栽培の推進) (ブランド化への努力……品質保持)		先進地の紹介		○		
	特産化への取組み 「米」「野菜」「果樹」	先進地調査など 研修		先進地の紹介		○		
	交流イベントの開催	「ふるさと自慢 とれとれ広場」(物産展)の開催			○			

施策一覧表

産業振興部会（2）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協 働	行 政	短期	中期	長期	
景観活用の事業	地場産農産物の直売所設営	国道・幹線市道などを選定し出店準備				○		
	「お城と街並みが見える」遊歩道整備	「芭蕉の森」～「御山」～「金刀比羅神社」～「西蓮寺」コース造成		技術指導		○		
	遊休農地の活用	景観作物の栽培 「なたね」「ひまわり」等を集団栽培し、休耕田の活用と景観形成の定着を目指す 「べにばな」の栽培拡大を図る		技術指導	○			
自然を大切にする農業	農業資材等のリサイクル使用	農機具等の自家修理技術の習得				○		
		減農薬、減肥料による環境負荷の軽減を目指す		技術指導		○		

6. 体育振興部会

基本方針

地区民が、子どもから大人まで気軽に楽しみ、技能を高めるスポーツ・レクリエーションの普及に努める。

現 状

全地区参加による親善スポーツ大会として、地区民体育大会・ソフトボール大会・バレーボール大会・卓球大会などを、それぞれ年1回開催している。

地区内の世帯構成や職業・就労形態により、選手チームを編成できない地区も生じている。

若年層の参加が少ないので、一部、競技性の高いスポーツ大会の開催も望まれている。

課 題

運動不足を解消し、健康指向型の参加しやすいスポーツの導入

「地区対抗」から、「地区親善」への大会に努めてきたが、更に2地区合同やオープン参加の競技を増やした大会を、検討する

上級の技能を求める人には、「クラブ」組織の充実を図り、地域外との練習や試合を支援する

施策一覧表

体育振興部会

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協 働	行 政	短期	中期	長期	
若々しい長田の里づくり	スポーツを通じた地域間の交流・親善	ソフトボール大会の開催			○			
		ソフトバレー ボール大会の開催			○			
		卓球大会の開催			○			
		地区民体育大会の開催			○			
		地区スポーツクラブへの入会促進(6クラブ)			○			
	スポーツ技能の向上	市民スポーツフェスティバルへの参加拡大	PR・宣伝			○		
		伊賀地区駅伝競走大会への参加	PR・宣伝			○		
	ニュー・スポーツの導入・普及	幅広い世代間交流						
		ターゲット・バード ゴルフの導入	普及・推進	指導				

7. 教育・文化部会

基本方針

青年層から高齢者までが、自らの生活に「余暇」を見出し、趣味や特技などで通じあう「仲間づくり」から、「同好会」「クラブ」などのサークル活動への発展につなげ、クラブ間交流などの輪を広げて、地域全体が「ゆとり」と「うるおい」に満ちた、豊かな生活圏域の創造を目指す。伝統文化を受継ぎ、郷土を愛する人材の育成を図る。

現 状

公民館サークル活動に、15クラブ（文化系）があり、活動している。
長田地区老人クラブは、9地区の中で4地区（朝屋、平尾、市場、三軒家）で構成されており、5地区は加入者がない。
長田地域婦人会は、平成15年度末に解散し、以降は存在しない。
「青年学級」も解散している。

課 題

共通の趣味や、技能を通じて集える気軽な「仲間づくり」から、より高度な学習・意見交換などを通じ、永く「生きがい」を実感できる「仲間づくり」を支援する

公民館サークル活動の拡充を図る

老人クラブの全地区組織化の推進

女性組織（旧婦人会など）の、構成年齢を広げて再編・復活を推進する
青年団体の育成支援に努める

青少年健全育成を推進するため、青少年指導団体（小・中・高PTA、サッカースポ少保護者会等スポーツ指導団体など）と連携して、青少年と交流・対話のイベントを企画する

地域の歴史・文化の愛護・保存・伝承に結びつく事業（講演会、現地説明会、先進地視察など）を、企画する

子育て支援（放課後児童の育成対策など）に取組む

施策一覧表

教育・文化部会（1）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協 働	行 政	短期	中期	長期	
地域の歴史文化保存・継承	地域で誇れる文化遺産(遺跡・社・寺)の愛護	郷土の文化財学習 (国・県・市指定) 郷土史・民話等の学習 講演会の開催 施設の清掃奉仕等 御山 ほか			○	○	○	
生涯教育の充実	参加しやすい講座 体験型・チャレンジしたくなる魅力ある講座の開設	高齢者学級の開設 パソコン教室の開催 (初歩～Eメール・インターネット)		講師派遣等の支援	○	○	○	
子育て支援の推進	放課後児童の育成対策	春・夏・冬休み期間中の公民館開放活用など (常駐者のいる施設)	施設設置者の協力		○			

施策一覧表

教育・文化部会（2）

事業名(大項目)	事業名(詳細)	事業内容・実施主体			実施期間			備考
		地域(住民)	協働	行政	短期	中期	長期	
地域文化の創造	「長田じまん よつといでまつり」の充実・拡大	団体・グループ参加の啓発 ボランティア参加の呼びかけ			○	○		
	文化サークルの拡充	地区公民館と連携して拡充推進 書道・写真・工芸・絵画・囲碁・盆栽・コーラス・詩吟・舞踊など				○		
世代間ふれあい交流の推進	手づくり体験教室の開催	「遊びの達人」「手づくり達人」による夏休みなど利用した世代交流				○		
	手づくり民芸品の伝承	ワラ工芸(しめ縄、正月飾り、ぞうり、わらじ等)製作伝承・保存				○		
	自然再発見	指導者引率による「山歩き」等				○		

参 考 資 料

長田地区住民自治協議会規約	2 6
長田地区住民自治協議会組織図	3 1
平成17年度長田地区住民自治協議会 役員・委員等名簿	3 2

長田地区住民自治協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 住民相互の連帯を深め、住民の創意工夫と責任のもと、住み良い長田地域を形成していくことを目的とする。

(名称)

第2条 この会を長田地区住民自治協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所の位置)

第3条 協議会の事務処理を行うため、事務局を次のとおり置く。

伊賀市長田1618番地の1 長田地区市民センター 内

(活動の範囲)

第4条 協議会の活動範囲は長田・朝屋・上野ニュータウン地域内とする。ただし、他の協議会と協力・連携して活動する場合は、この限りではない。

(事業)

第5条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 広報活動
- (2) 人権啓発活動
- (3) 環境保全・防災・安全活動
- (4) 産業振興活動
- (5) 福祉・健康活動
- (6) 教育・文化・スポーツ活動
- (7) 交流活動
- (8) その他目的達成のために必要な事業

第2章 組織

(会員)

第6条 協議会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 長田・朝屋・上野ニュータウン地域に居住する住民
- (2) 長田・朝屋・上野ニュータウン地域に住所地を置く事業所
- (3) 長田・朝屋・上野ニュータウン住民で活動する自治会、団体

(4) その他会長が必要と認める者

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

会	長	1名
副	会長	8名以内
会	計	1名
監	事	2名
部	会長	7名
事務局	長	1名
顧問		若干名

- 2 会長、副会長及び監事は、総会において選出する。
- 3 会計、事務局長及び顧問は、総会の同意を得て、会長が任命する。
- 4 部会長は、各部会において選出する。

(役員の職務)

第8条 協議会の役員の職務は、次のとおりとする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 会計は、協議会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、協議会の会計及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告を行う。
- 6 事務局長は、協議会事務を総括する。

(役員の任期)

第9条 前条の役員の任期は、1年とする。ただし、再選は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 会議

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、運営委員会及び実行委員会（以下「会議」という。）とする。

- 2 その他、会議についての詳細は、別に定める。

(会議の開催及び運営)

- 第 11 条 会議は、過半数以上の委員の出席がなければ、開催できない。
- 2 会議は、原則として公開とする。
 - 3 会議を開催するに当たっては、開催日時、場所、議題について、事前に周知することを原則とする。
 - 4 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。

(総会)

- 第 12 条 総会は、役員、朝屋地区から 5 名並びに朝屋地区以外の地区から各 2 名及び運営委員会委員をもって構成する。
- 2 総会は、毎年 1 回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、又は委員の 3 分の 1 以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。
 - 3 総会は、会長が招集する。
 - 4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
 - 5 総会は、次の事項を決定する。
 - (1) 地域まちづくり計画
 - (2) 会長、副会長、監事の選出及び会計、事務局長及び顧問の任命同意
 - (3) 協議会の事業計画、予算、決算に関すること
 - (4) その他、重要事項に関すること

(運営委員会)

- 第 13 条 運営委員会は、会長、副会長、会計、事務局長、顧問、各自治会から選出された者及び部会長により構成する。
- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議決定する。
 - 3 運営委員会は、会長が招集する。
 - 4 会長は、運営委員会の議長となる。
 - 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(実行委員会)

- 第 14 条 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、協議会に実行委員会を置く。
- 2 実行委員会に、次の部会を置く。
 - (1) 企画・総務部会

- (2) 人権啓発部会
 - (3) 環境・防災・安全部会
 - (4) 産業振興部会
 - (5) 福祉・健康部会
 - (6) 体育振興部会
 - (7) 教育・文化部会
- 3 部会員は、運営委員会の同意を得て、会長が会員の中から選任する。
- 4 部会には、部会長及び副部会長を置く。
- 5 部会長及び副部会長は、部会員の中から選出する。
- 6 部会長は部会を代表し、会務を総括する。
- 7 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会間の調整)

第 15 条 部会間の調整は、運営委員会が当たることとする。ただし、部会相互の協議により協力する場合は、この限りではない。

第 4 章 財務

(会計)

第 16 条 協議会の運営等に要する経費は、会費、補助金、委託料及びその他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会費)

第 17 条 会費は、1 世帯当たり年額 8,500 円とする。ただし、これにより難い場合は、総会に諮り別に定める。

第 5 章 その他

(規約の変更)

第 18 条 この規約を改正しようとするときは、総会において過半数の同意を得なければならない。

(解散)

第 19 条 協議会の解散については、総会において出席者の 4 分の 3 以上の賛成を得なければならない。

(規則への委任)

第 20 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り、別に定める。

附 則 この規約は、平成 17 年 7 月 2 日から施行する。

長田地区住民自治協議会 組織図



平成17年度 長田地区住民自治協議会 役員・委員等名簿

番号	出身団体・区等	役職等	氏 名	番号	出身団体・区等	役職等	氏 名
運営委員会				企画・総務部会(2)			
1	朝屋区長	会長	南出恒久	30	木根区長	副部会長	塚本 寶
2	寺内区長	副会長	中原幸二	31	市場区長	部会員	下市 正
3	木根区長	々	塚本 寶	32	平尾区長	々	森 喜良
4	市場区長	々	下市 正	33	三軒家区長	々	三山曙生
5	平尾区長	々	森 喜良	34	百田区長	々	百永文隆
6	三軒家区長	々	三山曙生	35	上野ニュータウン区長	々	吉田ミサヲ
7	百田区長	々	百永文隆	36	木根団地 代表	々	井上孝之
8	上野ニュータウン区長	々	吉田ミサヲ	37	市民センター主事	会 計	夏原和子
9	前市議会議員	顧 問	平井弘郎	38	々 所長	事務局長	百北 茂
10	朝屋区長代理	地区選出	古川益宏	人権啓発部会			
11	百田区長代理	々	百南 学	39	小学校 P T A 会長	部会員	奥出 隆
12	平尾区長代理	監 事	谷中保夫	40	中学校 P T A 地区	副部会長	安楽政則
13	市場区長代理	地区選出	中市廣義	41	人権啓発担当区長	部会員	森 喜良
14	寺内区長代理	々	北寺浩次	42	老人クラブ会長	々	澤田清司
15	三軒家区長代理	々	三山悦史	43	保育園保護者会長	々	井上敦至
16	木根区長代理	々	手穂昭一	44	中学校 P T A 地区	々	谷辻美加
17	上野ニュータウン副区長	々	伏見正義	45	民生委員	々	中原幸二
18	木根団地 代表	々	井上孝之	46	々	々	西山登志子
19	企画・総務部会	部会長	(南出恒久)	47	々	々	北寺清子
20	人権啓発部会	々	奥出 隆	48	保護司	々	百上進一
21	環境・安全・防災部会	々	(塚本 寶)	49	市民センター主事	会 計	夏原和子
22	福祉・健康部会	々	下市晴之	50	々 所長	事務局長	百北 茂
23	産業振興部会	々	百北幸雄	51	々 事務員	事務局	増田秀子
24	体育振興部会	々	市南清二	環境・安全・防災部会(1)			
25	教育・文化部会	々	百上真奈	52	環境防災担当区長	部会員	塚本 寶
26	市民センター主事	会 計	夏原和子	53	々	副部会長	吉田ミサヲ
27	々 所長	事務局長	百北 茂	54	平尾自主防災会長	副部会長	山口雅純
実行委員会				55	消防団長	部会員	山上敬史
企画・総務部会(1)				56	伊賀市防犯委員	々	南出恒久
28	朝屋区長	部会長	南出恒久	57	防犯連絡所班長	々	百北 茂
29	寺内区長	副部会長	中原幸二	58	防犯連絡員 朝屋	々	(南出恒久)

番号	出身団体・区等	役職等	氏名	番号	出身団体・区等	役職等	氏名
環境・安全・防災部会(2)				福祉・健康部会(2)			
5 9	防犯連絡員 百田	部会員	百永文隆	9 0	健康づくり推進委員	部会員	塚本五十鈴
6 0	々 平尾	々	森 喜良	9 1	長田保育園長	々	稻田育子
6 1	々 市場	々	下市 正	9 2	梨の木園長	々	薮内 勝
6 2	々 寺内	々	中原幸二	9 3	児童福祉会長	々	馬宿俊文
6 3	々 木根	々	(塚本 寧)	9 4	スポ少保護者会長	々	藤岡孝治
6 4	々 三軒家	々	三山曙生	9 5	市民センター主事	会計	夏原和子
6 5	々 木根団地	々	井上孝之	9 6	々 所長	事務局長	百北 茂
6 6	々 上野ニュータウン	々	吉田ミサヲ	9 7	々 事務員	事務局	増田秀子
6 7	朝屋 自主防災会長	々	古川宏二	産業振興部会(1)			
6 8	百田 々	々	百北隆一	9 8	農業委員	部会長	百北幸雄
6 9	市場 々	々	仁科光夫	9 9	農業委員協力委員	部会員	谷中保夫
7 0	寺内 々	々	北川恵三	100	農業共済連絡会長	副部会長	西山英生
7 1	木根 々	々	奥田良一	101	西光寺池水利組合長	副部会長	奥出晃三
7 2	三軒家 々	々	三山勲夫	102	産業振興担当区長	部会員	三山曙生
7 3	上野ニュータウン々	々	坂本信弘	103	朝屋農協協力員	々	南出 進
7 4	長田環境守る会代表	々	平井弘郎	104		々	西山和幸
7 5	交通安全協会 理事	々	古川純生	105	々	々	古川明郎
7 6	平野川対策委員長	々	清水正隆	106	々	監事	清水松一
7 7	木津川対策委員長	々	中村 尚	107	百田 々	部会員	土田仁志
7 8	朝屋百田集落排水組合長	々	藤岡宏一	108	平尾 々	々	花里紀夫
7 9	長田集落排水組合長	々	上嶋春吉	109	市場 々	々	木村良秋
8 0	市民センター主事	会計	夏原和子	110	寺内 々	々	夏原俊次
8 1	々 所長	事務局長	百北 茂	111	木根 々	々	権蛇文雄
8 2	々 事務員	事務局	増田秀子	112	三軒家 々	々	駒板久夫
福祉・健康部会(1)				113	朝屋土地改良区理事	々	上野 康
8 3	健康づくり推進委員	部会長	下市晴之	114	々	々	南出実行
8 4	保育園保護者会長	副部会長	井上敦至	115	百田 々	々	(百北幸雄)
8 5	福祉健康担当区長	部会員	中原幸二	116	平尾 々	々	平井弘郎
8 6	民生委員	々	(中原幸二)	117	市場 々	々	上市謙一
8 7	々	々	西山登志子	118	寺内 々	々	北寺春司
8 8	々	々	北寺清子	119	木根 々	々	塚本和生
8 9	保護司	々	百上進一	120	三軒家 々	々	三山彦利

番号	出身団体・区等	役職等	氏名	番号	出身団体・区等	役職等	氏名
産業振興部会(2)				教育・文化部会			
121	朝屋水利組合長	々	福喜多 恵	151	唄おう会クラブ長	部会長	百上真奈
122	百田水利組合長	部会員	山添征生	152	大正琴すずらんクラブ長	副部会長	清水栄子
123	木根 々	々	若林 進	153	教育文化担当区長	部会員	下市 正
124	三軒家 々	々	三山一誠	154	長田小学校 校長	々	中森順子
125	長田井堰 々	々	(上市謙一)	155	長田小PTA会長	部会員	奥出 隆
126	朝屋営農組合長	々	南出恒久	156	崇廣中PTA役員	々	安楽政則
127	百田 々	々	(山添征生)	157	々	々	谷辻美加
128	J A長田地区理事	々	古川光彦	158	椎の実句会クラブ長	々	百北淑子
129	々 ふれあい店長	々	前田啓生	159	やまびこクラブ長	々	福井 功
130	市民センター主事	会計	夏原和子	160	短菊教室クラブ長	々	上野 庸
131	々 所長	事務局長	百北 茂	161	菊花教室クラブ長	々	百北幸雄
132	々 事務員	事務局	増田秀子	162	手芸教室クラブ長	々	増田秀子
体育振興部会				163	華道教室クラブ長	々	北寺清子
133	体育委員長 市場	部会長	市南清二	164	大正琴ききょうクラブ長	々	鍋矢美智子
134	副委員長 百田	副部会長	百上宜明	165	大正琴ひまわりクラブ長	々	上嶋知子
135	々 三軒家	々	南 昭夫	166	健康体操クラブ長	々	中浦喜美枝
136	会計 寺内	部会員	寺南典久	167	陶芸 A クラブ長	々	中林眞治
137	総務 朝屋	々	上野恒夫	168	陶芸 B クラブ長	々	中 則久
138	委員 平尾	々	山口 朗	169	カラオケクラブ長	々	比沢庄七
139	委員 木根	々	木根洋治	170	老人クラブ会長	々	澤田清司
140	体育指導委員	々	伊藤 育	171	市民センター主事	会計	夏原和子
141	体育振興担当区長	々	百永文隆	172	々 所長	事務局長	百北 茂
142	ソフトボールクラブ長	々	挟間 信	173	々 事務員	事務局	増田秀子
143	バレーボールクラブ長	々	北寺理人				
144	卓球クラブ長	々	伊藤 裕				
145	グランドゴルフクラブ長	々	比澤 昇				
146	ゲートボールクラブ長	々	挟間 伸				
147	走ろう会クラブ長	々	(市南清二)				
148	市民センター主事	会計	夏原和子				
149	々 所長	事務局長	百北 茂				
150	々 事務員	事務局	増田秀子				

平成18年3月25日発行
長田地区住民自治協議会

三重県伊賀市長田1618番地の1

Tel／Fax 0595-21-3246
E-mail naga-c04@ict.ne.jp

